

令和8年8月9日

高校生保護者 様

純心女子高等学校

校長 佐古 照美

## 令和8年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金の申請について（ご案内）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

長崎県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯を対象に「長崎県私立高等学校等奨学給付金」を支給しています。

令和8年度から対象世帯年収が約490万円まで拡大されましたので、昨年度は対象外であっても、今年度は対象となる場合があります。

本校では対象となるご家庭を事前に把握することができません。申請がない場合は審査を受けることができませんので、必ず配布書類をご確認いただき、対象となる可能性がある方は申請を行っていただくようお願いします。

---

### 1 配付書類

- ① 令和8年度長崎県私立高等学校等奨学給付金について
- ② 対象要件確認シート
- ③ 支給申請書
- ④ 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

---

### 2 対象となる可能性がある方

対象要件確認シートをご確認ください。

主な対象区分

- 生活保護（生業扶助）受給世帯
- 住民税非課税世帯
- 住民税所得割額の合算が一定額未満の世帯  
（令和8年度から対象範囲が拡大されています。）

※詳しくは同封の「対象要件確認シート」をご確認ください。

---

裏面へ続く

### 3 提出書類

対象となる方は、次の書類をご提出ください。

- 奨学給付金支給申請書
- 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書
- その他必要書類（該当者のみ）

※申請書等の記入例は右の QR コードからご覧いただけます。



---

### 4 提出期限

学校提出期限 令和8年8月25日（火）【厳守】

提出先：純心女子高等学校 事務室

---

### 5 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、本校事務室（担当 辻井）までお問い合わせください。

Tel：095-844-1175

---

※ 保護者が長崎県以外の都道府県にお住まいの場合 ※

お住まいの都道府県にお問い合わせください。

他の都道府県へのお問い合わせは、高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧（文部科学省）  
をご参照ください。（右の QR コードから確認できます。）



～ 長崎県内の私立高等学校等に  
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



## 令和 8 年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金について

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

この給付金については、学校設置者に給付金に係る事務と受領を委任していただき、保護者が納めるべき授業料以外の学校徴収金等に充当することといたしておりますので、学校を通じて申請してください。

### 1. 支給要件

■令和 8 年 7 月 1 日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ①日本国籍等\*を有する者
- ②平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した生徒で、令和 8 年 7 月 1 日現在、在学しており、長崎県私立高等学校等就学支援金（「高校生等・新就学支援」若しくは「学び直しへの支援」による支援も含む）又は専攻科の生徒は長崎県私立学校授業料軽減補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免により受給していない場合を含む。）
- ③保護者等が長崎県内に住所を有すること
- ④保護者等が、「2. 支給金額」の表 1 又は表 2 の区分に該当する世帯であること

\*日本国籍等・・・以下の（ア）～（キ）の者が対象となる

- （ア）日本国籍を有する者 （イ）特別永住者 （ウ）永住者
- （エ）日本人の配偶者等 （オ）永住者の配偶者等、
- （カ）定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
- （キ）家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者（専攻科の生徒においては高等学校も含む）であって、卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※①の要件について、以下に該当する生徒は、経過措置として令和 7 年度と同等の支給区分・金額額において支援いたします。

- (1)長崎県私立高等学校等就学支援金で経過措置または、高校生等・新修学支援金としての認定を受けた生徒
- (2)長崎県私立高等学校等就学支援金の学び直し支援における旧制度での認定を受けた生徒
- (3)長崎県私立学校授業料軽減補助金において、旧制度での認定を受けた専攻科の生徒



※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ・令和8年7月1日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・令和8年7月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

## 2. 支給金額

表1：全日制・通信制の高校生等

| 区分                     |                              | 高校生等1人あたりの給付額【年額】     | 支給対象経費         |
|------------------------|------------------------------|-----------------------|----------------|
| ① 生業扶助受給世帯の高校生等        |                              | 52,600円<br>(52,600円)  | 授業料以外の教育に必要な経費 |
| 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額 | ② 0円（非課税世帯）                  | 152,000円<br>(52,100円) |                |
|                        | ③ 100円以上<br>105,500円未満の世帯    | 50,670円<br>(17,370円)  |                |
|                        | ④ 105,500円以上<br>182,500円未満世帯 | 38,000円<br>(13,030円)  |                |

※定時制・通信制については表中の（）内の金額が給付額となる。

※経過措置に該当する生徒については、①生業扶助受給世帯、②非課税世帯のみの支援となる。

表 2：専攻科の高校生等

**本校は全日制（普通科）のため、  
専攻科の内容は対象外となります。**

### 3. 申請方法

学校が定める期限までに、次の「4. 提出書類」を学校へ提出してください。

### 4. 提出書類

- 申請書の記入にあたっては、必ず事前に（別紙）「対象要件確認シート」をご確認ください。
- また、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください記入例を参考のうえ、記入もれがないようにご注意ください。なお、家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を求める場合がございますのでご了承ください。
- 本申請においては、シャープペンシルや消せるボールペンは使用不可とします。
- 個人番号カードを有していない保護者等については、原則として個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により個人番号を確認することができます。これらの添付が困難な場合には、ご在籍の学校へお問い合わせください。
- 個人番号による情報照会ができない場合は、所得課税証明書等の提出を求めることがあります。
- 個人番号の提出が困難な場合は、所得課税証明書等による提出も可能です。詳しくはご在籍の学校へお問い合わせください。

1. (表1: 全日制・通信制) ①生活保護(生業扶助) 受給世帯の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号の1)
- イ 生活保護(生業扶助) 受給証明書
  - ・続柄の記載があるもの
  - ・令和8年7月1日以降に発行されたもの

2. (表1: 全日制・通信制) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、  
②0円(非課税世帯) ③100円以上105,500円未満の世帯 ④105,500円以上  
182,500円未満世帯 の区分に該当する高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号の1【1】～【3】)
- イ 個人番号利用目的同意書および個人番号提供書(様式第14号)

3. 表2の区分に該当する、専攻科の高校生等

**本校は全日制(普通科)のため、  
専攻科の内容は対象外となります。**

5. 支給方法等

- 支給の可否については、各学校を通じてお知らせします。通知後、長崎県から各学校の口座に振り込みますが、その後の対応は学校によって異なります。
- 支給金額の取り扱いにつきましては、各学校へお尋ねください。

6. 問い合わせ先

学校または長崎県総務部学事振興課までお尋ねください。

<長崎県 総務部 学事振興課>

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-895-2282



# 高校生等奨学給付金 対象要件確認シート

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？（注1）

YES

NO

該当しません

保護者等（注2）の居住地は長崎県ですか？

YES

NO

保護者の居住地の都道府県にお問合せください

7月1日現在、学校に在籍していますか？

YES

NO

該当しません

7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO

YES

親権者等の住民税所得割の合算額を計算してください。

親権者A

①県民税所得割

②市町村民税所得割

親権者B

③県民税所得割

④市町村民税所得割

合算額（①＋②＋③＋④）

円

「生活保護受給世帯」です。

下表の①or⑤に該当

合算額0円

合算額105,500円未満

合算額182,500円未満

合算額182,500円以上

下表の②or⑥に該当

下表の③or⑦に該当

下表の④or⑧に該当

対象外

本校は全日制（普通科）のため、専攻科の内容は対象外となります。

高校生等奨学給付金の対象となりますので、申請書や必要書類について提出してください。

## 給付額について（年額）

| 住民税合算額              | 課程 | 全日制        | 通信制 | 専攻科 |
|---------------------|----|------------|-----|-----|
| 生活保護受給世帯            |    | ① 52,600円  |     |     |
| 合算額0円（非課税世帯）        |    | ② 152,000円 |     |     |
| 合算額105,500円未満世帯     |    | ③ 50,670円  |     |     |
| 合算額182,500円未満世帯     |    | ④ 38,000円  |     |     |
| 合算額264,500円未満かつ多子世帯 |    |            |     |     |

本校は全日制（普通科）のため、通信制および専攻科の内容は対象外となります。

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

## 【市町村民税】・【県民税】所得割額の確認方法（マイナポータルによる確認）

### 用意するもの

- 対応しているスマートフォン
- マイナポータルアプリ
- マイナンバーカード（いずれか）
  - ・実物のマイナンバーカード
  - ・iPhone のマイナンバーカード
  - ・Android スマホ用電子証明書

○マイナポータルアプリのインストールはコチラ↓

iPhone (iOS) :



Android端末:



### 【確認手順】

- ① マイナポータルを開く
- ② マイナンバーカードを使ってログインする

↓ログインの手順

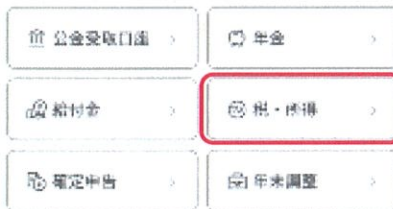


※ログインできない場合は↓



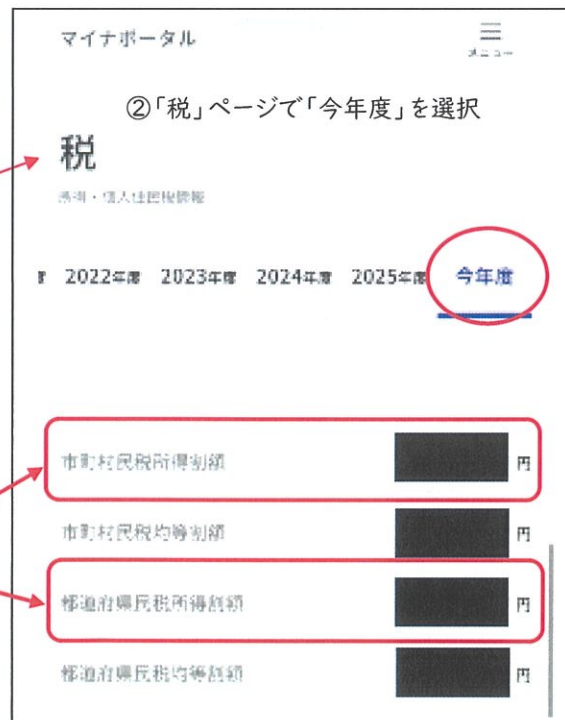
- ③ 令和8年度の【市町村民税】・【県民税】所得割額を確認する

おかね



- ①ログイン後「おかね」⇒「税・」所得」を選択

- ③右の項目までスクロールして、「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認



※上記の方法で確認できない場合は、市区町村発行の課税証明書でも所得割額を確認できます。（発行には手数料がかかります。）